

参 考 資 料

1 教育委員会会議資料

- ・「学校での国旗，市旗，校旗の常時掲揚について」（平成 26 年 3 月 11 日）

2 教育委員会が発出した通知等

- ・「福岡市立学校における国旗などの常時掲揚について」（平成 26 年 3 月 24 日教育長通知）
- ・「福岡市立学校・園における国旗等の常時掲揚に係る掲揚方法・取扱いについて」（平成 26 年 3 月 24 日教育支援課長通知）
- ・「国旗等の常時掲揚に関して必要となる旗の準備及び掲揚台の整備等について（平成 26 年 3 月 28 日教育支援課長・施設課長通知）
- ・「質問に対する回答」（平成 26 年 4 月 9 日教育長名）

学校での国旗、市旗、校旗の常時掲揚について

1 学校での国旗等の常時掲揚についての考え

- ◎国際化が加速する中で、日本人に国際社会の一員としての自覚がさらに求められる状況下、将来、子どもたちが国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくためには、自国の国旗に対して正しい認識を持たせ、尊重する態度を育てることが必要である。
- ◎福岡市は、平成24年12月に「第9次福岡市基本計画」を策定し、『人と環境と都市活力の調和がとれたアジアのリーダー都市』をめざすとともに、アジア・世界の中の福岡という視点をもって、世界に羽ばたき行動する国際人を育てるために、国際教育を推進している。
- ◎自国でのオリンピックの開催決定により、今後、自国だけでなく諸外国の国旗を目にする機会が増える。自国の国旗と同様に諸外国の国旗を尊重する態度を育てることも必要である。
- ◎これらのことを踏まえ、学校に国旗等を常時掲揚し、日頃から国旗等に慣れ親しみ自発的に尊重する態度が育つような環境づくりに努める。

2 現況調査（調査対象：すべての市立学校・園、調査期間：平成26年2月5日～12日）

	国旗を常時掲揚している学校(園)数	掲揚台のポール数			
		1本設置	2本設置	3本設置	4本以上設置
幼稚園(7園)	0園	6園	1園	0園	0園
小学校(145校)	31校	1校	54校	87校	3校
中学校(69校)	10校	0校	28校	38校	3校
高等学校(4校)	0校	0校	0校	4校	0校
特別支援学校(8校)	0校	0校	3校	4校	1校
合計(233校(園))	41校(園)	7校(園)	86校(園)	133校(園)	7校(園)

※国旗、市旗、校旗の常時掲揚校数 小学校6校、中学校3校

3 掲揚台のポールの整備について

- 掲揚台のポールが3本未満の学校については、平成26年度以降、順次整備を行う。

4 スケジュール

- 3月24日(月) 学校へ通知
- 4月24日(木) 平成26年度重点施策説明会(趣旨説明)

教教支 第687号
平成26年3月24日

各学校長 様

教 育 長
(教育支援部教育支援課)

福岡市立学校における国旗などの常時掲揚について (通知)

福岡市立学校では、学習指導要領の特別活動の章に示すところにより、入学式や卒業式などにおいて国旗を掲揚していただいているところですが、それ以外の場合における国旗の取扱いは、学校によって異なります。一方、福岡市の庁舎や市民センターその他の教育機関など、学校以外のほとんどの福岡市の施設では、開庁日などに国旗が常時掲揚されています。

国際化が加速し、私たち日本人に国際社会の一員としての自覚がさらに求められる状況下にあっては、子どもたちが国際社会で尊敬され、信頼される日本人として成長していくための環境づくりへの一層の配慮が必要であり、このことは、学習指導要領の総則の章に示すところでもあります。

特に、福岡市は、第9次福岡市基本計画を策定し、「人と環境と都市活力の調和がとれたアジアのリーダー都市」という大きな志の下で、生活の質の向上と都市の成長の好循環を創り出すために、「グローバル人材の育成」を柱のひとつに据えた新しい時代の都市づくりに挑戦しているところです。

加えて、2020年にはオリンピック・パラリンピックの日本での開催が決定し、自国のみならず、諸外国の国旗に接する機会も増えることとなります。

このような状況に鑑み、各学校長におかれましては、平日などにおいて、屋外の掲揚台等に国旗を常時掲揚し、子どもたちが日ごろから国旗に慣れ親しみ、国旗を主体的に尊重する態度が育っていく環境づくりに努めていただきますようお願いいたします。併せて、福岡市旗及び校旗についても、同様のご配慮をお願いいたします。

教育支援部教育支援課
教育支援課長 森
〃 事業係長 関岡
電話 711-4636

教教支第689号
平成26年3月24日

各学校長・園長 様

教育支援課長
(事業係)

福岡市立学校・園における国旗などの常時掲揚に係る掲揚方法・取扱いについて（通知）

福岡市立学校・園における国旗などの常時掲揚につきましては、平成26年3月24日付け、教教支第687号及び第688号により通知したところですが、これに伴う国旗などの掲揚方法・取扱いを別紙のとおり定めましたのでお知らせします。

つきましては、国旗などの掲揚にあたって、その取扱いに誤り等の無いよう十分ご配慮いただきますとともに、関係職員・児童生徒をご指導いただきますようお願いいたします。

なお、掲揚する国旗などの準備、掲揚のための施設整備などについては、それぞれの担当から別途お知らせする予定です。

教育支援部教育支援課
教育支援課長 森
// 事業係長 関岡
電話 711-4636

福岡市立学校・園における国旗などの掲揚方法・取扱い

1 掲揚する旗

- (1) 掲揚ポールが3本の場合は、国旗、市旗及び校旗を掲揚する。
- (2) 掲揚ポールが2本の場合は、国旗及び校旗を掲揚する。
- (3) 掲揚ポールが1本の場合は、国旗を掲揚する。

2 掲揚する日及び時間帯

- (1) 掲揚する日は、平日（「福岡市の休日进行を定める条例」第1条に定める日以外の日）を原則とする。
- (2) 掲揚する時間帯は、教職員の始業時から終業時までの間において校長・園長が定める。

3 掲揚の方法

- (1) 旗は、常に旗竿の最上部に接して揚げる。
- (2) 2旗以上を掲揚する場合の掲揚位置は次のとおりとする。
 - ①掲揚ポールが2本の場合
外側から見て、左側に国旗、右側に校旗を掲揚する。（向かって左側が上位）
 - ②掲揚ポールが3本の場合
外側から見て、中央に国旗、左側に市旗、右側に校旗を掲揚する。
- (3) 国旗等は、破損、汚損等に十分に留意し、丁寧に扱う。
- (4) 降雨雪、強風等の場合は、掲揚しない。
- (5) 半旗の取扱いは次のとおりとする。
 - ①一度旗竿の最上部まで掲げてから半旗の位置（概ね竿頭から3分の1）まで降ろす。
 - ②国旗と他旗の高さをそろえる。
 - ③降納する場合は、旗竿の最上部まで掲げてから降ろす。
- (6) 国旗等を尊重する態度が育っていく環境づくりの観点からは、児童生徒が主体的に関わることが望ましいが、各学校・園の状況を踏まえ、校長・園長が判断する。

事務連絡
平成26年3月28日

各学校長・園長 様

教育支援課長
施設課長

国旗等の常時掲揚に関して必要となる旗の準備及び掲揚台の整備等について

国旗等の常時掲揚及びこれに関する掲揚方法等につきましては、平成26年3月24日付け、教支第687号・688号・689号により、各学校長・園長あてにお知らせさせていただいたところですが、これに必要な旗の準備及び掲揚台（掲揚ポール）の整備につきまして、下記の通り進めていくこととしましたので、お知らせします。

各学校・園におかれましては、国旗等の常時掲揚にあたって、各学校・園の状況に応じて必要となる対応を進めていただきますようお願いいたします。

記

1. 国旗等の準備について

(1) 国旗 各学校・園において準備してください。

(2) 福岡市旗 市旗を保持していない学校・園が相当数あることが予想されるため、仕様確定や発注事務処理等の省力化と経済的負担の軽減を図る観点から、各学校・園の希望を一括してとりまとめ、教育委員会において、発注等の処理を行い、各学校・園に納品することとします。

ただし、一定の規格（サイズ・材質）となるほか、予算については、学校予算からの吸い上げとなります。 ※規格は別添のとおり

この方法による製作・購入を希望する学校・園は、別紙により、教育支援課までご連絡をお願いします。

※希望しない場合は連絡の必要はありません。

(3) 校旗 各学校・園において準備してください。

2. 掲揚台（掲揚ポール）について

掲揚台の整備（掲揚ポールの不足など）については、学校からの要請により、順次整備を進めていくこととします。「学校施設の修繕申請」により教育委員会施設課あてに申請してください。各学校と設置位置等の協議の上、対応してまいります。

3. その他

国旗等の常時掲揚に関して、備品や施設等が準備・整備されるまでの間は、現在の状況によりできる範囲においての対応をお願いします。

（国旗のみ、或いは国旗・校旗のみの掲揚など）

【問い合わせ先】

○旗の準備等について
教育支援課 711-4636

○掲揚台の整備について
施設課 711-4622

※平成26年4月1日付けの組織変更により、(旧)教育支援課は(新)教育支援課と学務支援課 に分かります。

4月1日以降、連絡先が変更となる場合は改めてお知らせします。

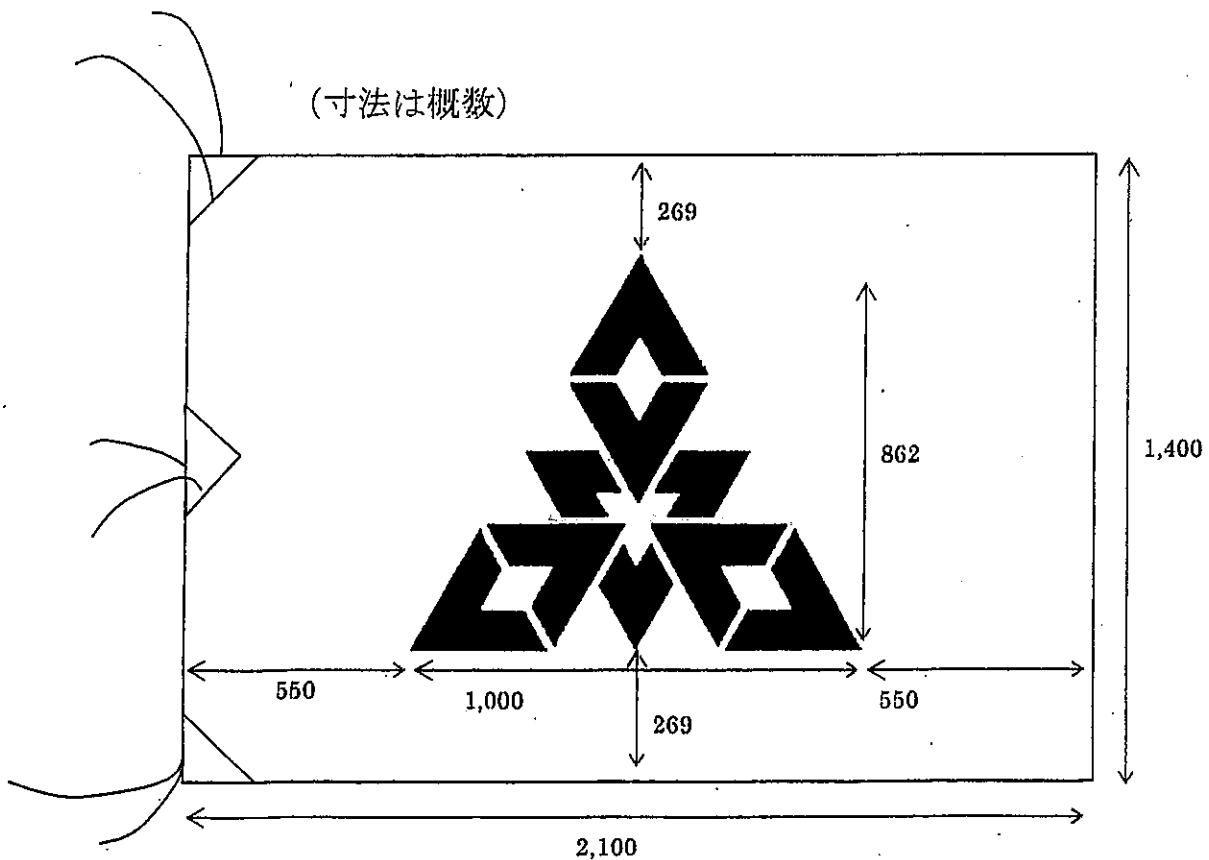
福岡市旗の購入仕様

- ◎生地 テトロンスエード

- ◎寸法 1,400mm×2,100mm

- ◎色 白地に市章を群青色（マンセル7.5PB）

- ◎その他 隅布3カ所（レザー）
 紐付き 鳩目付き



平成 26 年 4 月 9 日

天皇制に問題あり！福岡連絡会 代表 筒井 修 様
平和をあきらめない人々のネットワーク・福岡 世話人代表 脇 義重 様

福岡市教育委員会
教育長 酒井 龍彦

質問に対する回答

平成 26 年 3 月 27 日付の質問につきまして、下記のとおり回答いたします。

質問	回答
朝鮮学校の補助金について、福岡市の財源不足を理由に打ち切っているのは事実か。	朝鮮学校の補助金については、市の行財政改革プラン策定の中で見直しを行い、福岡市内の小中学生に対しては、平成 25 年度から、公立・私立の違いや国籍の違いに関わりなく、同じ福岡市の子どもとして分け隔てなく児童生徒個人を支援する様々な事業に取り組むこととしたことから、朝鮮学校に対する補助金は平成 24 年度末で廃止しております。
今回の国旗掲揚について、どの程度の金額を考えているのか。 具体的にポール 1 本設置、2 本設置がそれぞれ何校で金額はいくらか。	国旗（市旗・校旗を含む）の常時掲揚にあたり必要となる旗については、各学校において準備することとしています（すでに保有している学校もあるため）。 また、掲揚ポールの不足など掲揚台の整備については、各学校からの要請により、協議を行いながら、今後、順次対応していく予定としています。
教育委員会からの幼稚園及び学校への通達文の開示を求める。	別紙のとおりです。
通達は全校に対してか。	全校に対してです。
国旗を掲揚していない学校は、ポールの設置までしてもらえば、常時掲揚を断ることができないのではないか。	常時掲揚に関しては全校・園にお願いしているものです。

質問	回答
<p>学校長の裁量はなく、強制になるのではないか。</p>	<p>お願いの通知であり、最終的な判断は学校長が行うものです。</p>
<p>国旗掲揚が愛国心の醸成につながると言っているが、今回全校に常時国旗掲揚をする主旨を示していただきたい。</p>	<p>子どもたちが日頃から国旗を身近なものとして慣れ親しむことにより、その意義を理解し、主体的に尊重する態度を身に付けていくことが重要であると考えており、そのための環境づくりを進めるものです。</p>
<p>国旗は誰が、いつ掲揚をするのか。校長の裁量権はどうか。</p>	<p>掲揚にあたり、国旗等を尊重する態度を育てる環境づくりの観点からは、児童生徒が主体的に関わることが望ましいとしていますが、各学校・園の状況を踏まえ、校長・園長が判断することとしています。掲揚する日は、平日を原則とし、時間帯は、教職員の始業時から終業時までの間において校長・園長が定めることとしています。</p>
<p>3本のポールへの国旗等の掲揚の形態はどうか。国旗を中央に掲揚するか等現状と考え方を示してほしい。</p>	<p>掲揚ポールが3本の場合、中央に国旗、掲揚台に向かって左側に市旗、右側に校旗を掲揚するよう通知しています。ポールの高さは、基本的に10mです。</p>
<p>国旗、君が代に対する考えは、地域差もあると思うが、親の気持ちへの配慮は考えていないのか。</p>	<p>学習指導要領において、国旗の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗も同様に尊重する態度を育てるよう配慮することが記載されており、今回の通知は、その環境づくりを進めるために行っているものです。</p>
<p>今回の国旗掲揚にあたり、文部科学省、県教育委員会などの指導はあったか。通達などあれば開示を求める。</p>	<p>特に指導などはありません。 (文部科学省については、学習指導要領には国旗に関する記載があります。)</p>